

令和8年度いなずまどぼっく（滋賀の建設業の魅力発信チャンネル）制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

担い手不足が深刻な建設産業において、将来の担い手を確保するためには若い世代への建設産業の情報発信が重要である。そのため、若い世代に建設産業に興味・関心を持ってもらえるよう、県内の建設産業に関わる情報を YouTube により定期的に発信することとし、本業務では県と協議の上、官民全体の建設産業の広報となる動画制作業務を行うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度いなずまどぼっく（滋賀の建設業の魅力発信チャンネル）制作業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(3) 業務内容

「令和8年度いなずまどぼっく（滋賀の建設業の魅力発信チャンネル）制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 支出予定額

7,843,880円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作

地域ブロック 県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する説明会を開催しないこととし、以下の方法により質問受付および回答を行う。そのほかの方法による質問には回答しないため注意すること。

(1) 質問方法

別添の「質問票」により電子メールで、「7 提出について」の(2)に示す場所に提出すること。電子メールの表題は「令和8年度いなずまどぼっく（滋賀の建設業の魅力発信チャンネル）制作業務質問：事業者名〇〇」と記載すること。電子メール送付後、技術管理課へ電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和8年5月13日（水曜日）17時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、令和8年5月15日（金曜日）15時を目途に、質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/>

6 企画提案にかかる提出書類

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成し提出すること。

提案は1者につき1案とする。

提出書類	部数
(1) 企画提案書 ア 企画提案書の形式は、日本産業規格 A 列 4 番（縦書き・横書きは不問）とする。 イ 企画提案書は表紙を除き、記載項目内容を含めて 10 ページ以内とする。 ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすく表現すること。 エ 企画提案書は次の内容を記載すること。 （ア）企画内容の骨子 （イ）動画で取り上げるテーマの具体例 （ウ）より多くの人に情報を届けるための独自の取組 （エ）制作から成果物納品までのスケジュール （オ）業務全体の責任者および主担当者、制作スタッフなど、業務従事者の実施体制（所属団体名、氏名、役職、担当業務および役割を記載すること）	5部（原本1部＋写し4部）
(2) 見積書 ア 取材経費（交通費、インタビュー等にかかる経費〔謝礼等を含む〕）、人件費（カメラマンおよびナレーターの起用にかかる経費）、収録および編集経費（映像撮影費、CG制作、音楽使用料、スタジオ使用費）、成果物の納品にかかる経費など全ての経費を算出し、動画1本あたりの経費がわかるように記載してください。	正本1部

<p>イ 消費税の税率（消費税および地方消費税の合計）は10%としてください。</p> <p>ウ 企業・団体等の名称、所在地、代表者名、企業・団体印、代表者印があること。ただし、発行責任者氏名、担当者所属・氏名および担当者連絡先の記載がある場合、押印は不要。</p>	
<p>(3) 制作実績に係る関係書類</p> <p>企業、団体、自治体などの広報動画の制作実績について、その内容（業務概要、契約相手方、契約期間、税抜契約金額）を一覧として記載するとともに、その際の成果物がわかる写真資料を添付すること。</p>	5部
<p>(4) 添付書類</p> <p>ア 公募型プロポーザル応募申込書（様式1）</p> <p>イ 会社等概要書（様式2）</p>	5部
<p>(5) 「社会政策面での取組」に係る関係書類</p> <p>ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し。</p> <p>イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。</p> <p>ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し。</p> <p>エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し。</p> <p>オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書。</p> <p>カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し。</p> <p>キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。</p> <p>ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し。</p> <p>ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。</p> <p>コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次の（ア）～（エ）のいずれかの認証・登録を受けている場合には、（ア）については、審査登録機関の証明書の写しを、（ア）以外については、認証、登録証の写し。</p> <p>（ア）国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証</p>	写し1部 （申立書のみ正本1部）

<p>(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	
--	--

7 提出について

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）17 時まで（必着）
- (2) 提出先 滋賀県県土整備部技術管理課 建設産業魅力向上係（担当：西村）
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
電話：077-528-4341 メール：kdmiryoku@pref.shiga.lg.jp
- (3) 提出方法
 - ア 「(2) 提出先」に示す場所へ持参または簡易書留郵便により提出すること。
 - イ 持参の場合は、土日祝日を除いた各日 9 時から 17 時までに提出すること。
 - ウ 提出期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

8 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者としていない。

(2) 審査会

当課および関係課の委員（4 名）をもって設置する。

(3) 審査基準

評価項目	着眼点	評価点
1. 企画力	企画内容が的確で受け手に届く内容か	40 点
2. 実施体制	適切な業務遂行体制か	15 点
3. 工程管理	仕様書に示す納期に合わせたスケジュールになっているか	15 点
4. 成績実績	本案件と類似する業務の受託実績は十分あるか	15 点
5. 経済性	見積価格は適正であるか 提案に見合った価格かどうかを踏まえて 予定価格の 80%未満 …10 点 予定価格の 80%以上 85%未満 … 8 点 予定価格の 85%以上 90%未満 … 6 点 予定価格の 90%以上 95%未満 … 4 点 予定価格の 95%以上 … 1 点	10 点

6. 社会政策面の取組	(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	(2)高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
	(3)障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	(4)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	(5)環境マネジメントシステムの認証を受けているか。	1点
総合計		100点

(4) 審査会の開催

- ア 開催日時 令和8年5月29日（金曜日）参加候補者には別途、時間を通知する。
- イ 開催場所 参加候補者には別途、場所を通知する。
- ウ 審査方法 提出された企画提案書等およびプレゼンテーションをもとに審査する。

(5) 審査結果

審査結果は、参加者全員に書面により通知する。

9 契約の締結

契約予定者は、技術管理課と協議の上、正式な見積書を提出すること。提出された見積書に記載された見積価格が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

10 採用後の予定

契約後は速やかに、今後の制作方針について技術管理課と協議を行うこと。

11 その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。

- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 委託内容等については再度調整を行い、提案内容は契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。